

副本

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原 告 甲ほか67名

被 告 国

第12準備書面

平成30年3月7日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人 大島 広規



甲谷 健幸



長谷川 律



金子 智美



塩田 剛志



季武 雅子



藤崎 雅高



被告は、本準備書面において、原告ら準備書面(22)第3がそもそも認否の対象となり得るものではない上、そのことをおくとしても、いずれも元官僚の印象論等を述べるものにすぎず、およそ本件の争点解明に資するものでないこと、下村大臣の証人尋問の必要性は全くないことについて改めて述べる。

なお、略語等については、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 はじめに

- 1 原告らは、被告が「前川氏については、被告において、反対尋問により弾劾をする必要を認めない」(被告の「証拠申出書に対する意見書」第2の2(1)イ・12ページ)とした趣旨について、被告が前川陳述書(甲A第166号証)の内容を前提とする原告ら準備書面(22)第3(3ページ以下)の記載を認めるのであれば、当事者間に争いのない事実として判決の基礎となる旨を、これを争うのであれば、前川陳述書の内容につき弾劾を要するということであるから、前川氏について証人尋問を実施する必要がある旨を述べる(同準備書面第1の2及び3・2ページ)。
- 2 しかしながら、原告ら準備書面(22)第3(3ページ以下)の記載は、いずれも、本件の争点と無関係の事実(しかも、主要事実でないことはもとより、重要な間接事実ですらない、単なる事情にとどまるもの)や、証人尋問によって明らかにすべき性質のものでない前川氏又は原告らの意見や独自の法解釈論であって、これについて被告が認否する必要性がそもそも認められないし、また、かかる事情に対する被告の認否いかんによって、前川氏の証人尋問の必要性が左右されるといった関係にもない。すなわち、被告の「証拠申出書に対する意見書」第2の2(9ページ以下)において述べたとおり、前川陳述書である述べられている、支給法の立法過程や検討会議の状況(前川陳述書第2ないし第5)、審査会の状況(同第6)等についての事実関係は、そもそも処分要件適

合性やハ規定を削除することが支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かという争点との間に関連性を認めることはできないものであって、認否の対象となり得る事実ではあり得ない上、同陳述書のその他の部分についても、前川氏の意見や独自の法解釈論にわたる部分であって、そもそも証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。

3 したがって、被告は、前川陳述書の内容を前提とする原告ら準備書面(22)第3(3ページ以下)の記載に対し、認否する必要はないと解するが、念のため、同氏の証人尋問を実施する必要はないことを明らかにする限度で、以下のとおり、この点に関する被告の見解を述べる。

第2 原告ら準備書面(22)第3「甲166号証記載の事実に関する主張」(3ページ以下)に対する認否

1 「1 無償化法の制定過程において朝鮮高校が支給対象と考えられていたこと」について

(1) 「(1) 無償化法が民主党野党時代の法案の趣旨を引き継ぐものであること」について

ア 第1段落ないし第4段落について

本件の争点解明に当たって不必要な事実である支給法の立法過程を述べるものにすぎず、認否の要を認めない。もっとも、ここでの指摘は、各朝鮮学校も要件を満たせば就学支援金支給対象として指定されることが想定されていたことを述べるものに過ぎないと解されるから、被告としても、積極的に争うものではない。

イ 第5段落について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも法解釈に關わるものであれば、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべき性質のものとはいえないし、印象論で

あればなおさらである。もっとも、前川氏がかかる意見ないし評価を持っていること自体は、積極的に争うものではない。

(2) 「(2) 無償化法が朝鮮高校への就学支援金の支給を前提として制定されたこと」について

ア 第1段落について

争点にとって確定すべき事実ではない支給法の立法過程を述べるものであり、認否の要を認めない。仮に原告らの主張が事実であったとしても、指定要件のいかんにかかわらず、朝鮮学校が支給法の対象となることが当然の前提とされていたことを意味するものでないことはいうまでもない。

イ 第2段落について

支給法の解釈に係るものであり、認否の要を認めない。そもそも法解釈は、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。

ウ 第3段落について

(ア) 第1文及び第2文について

本件の争点解明にとって不必要である朝鮮学校の状況について述べるものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(イ) 第3文について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも一行政担当官の印象論にとどまり、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。もっとも、ここでの指摘は、各朝鮮高級学校も申請後の審査によって就学支援金支給対象外国人学校として指定される要件を充足する場合には、指定の対象となることを述べるものにすぎないと解されるから、被告としても、その点については争うものではない。

エ 第4段落について

(ア) 第1文について

本件争点の解明に不必要である外国人学校の状況について述べるものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(イ) 第2文について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも法解釈に関わるものであれば、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべき性質のものとはいえないし、印象論であればなおさらである。もっとも、前川氏がかかる意見ないし評価を持っていること自体は、積極的に争うものではない。

オ 第5段落について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも法解釈に関わるものであれば、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべき性質のものとはいえないし、印象論であればなおさらである。もっとも、前川氏がかかる意見ないし評価を持っていること自体は、積極的に争うものではない。

(3) 「(3) 『高等学校の課程に類する過程』という文言の趣旨」について

ア 第1段落について

支給法の解釈に係るものであり、認否の要を認めない。そもそも法解釈は、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。

イ 第2段落について

本件の争点解明に不必要である支給法の立法過程を述べるものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(4) 「(4) 朝鮮高校への適用を対象とした予算措置がなされていたこと」について

ア 第1段落について

本件争点の解明に不必要的予算措置云々について述べるものであり、認

否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

なお、予算については、朝鮮学校を含む、各種学校の認可を受けた外国人学校の生徒数を基に算定したものにすぎず、実際に、どの外国人学校が対象になるかはこれから議論であり、積算に入れたからといって自動的に対象になるというものではない旨は、国会における大臣答弁において明言されている（乙第4号証の1・9ページ）。

イ 第2段落について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも法解釈に関わるものであれば、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべきものとはいえないし、印象論であればなおさらである。もっとも、ここでの指摘は、各朝鮮高級学校も申請後の審査によって就学支援金支給対象外国人学校として指定される要件を充足する場合には、指定の対象となることを述べるものにすぎないと解されるから、被告としても、その点については争うものではない。

(5) 「(5) 朝鮮高校と朝鮮総聯、朝鮮民主主義人民共和国との間に一定のつながりがあることは、文部科学省内でも共通認識であったこと」について

ア 第1段落について

(ア) 第1文について

本件の争点を解明するために不必要的支給法の立法過程について述べるものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(イ) 第2文について

本件の争点解明に不必要的支給法の立法過程について述べるものであり、認否の要を認めない。もっとも、ここでの指摘は、支給法の立法過程において、文部科学省内で、特定の学校を排除することを前提とする議論がされていないこと、各朝鮮高級学校についても、この段階におい

て、朝鮮総聯や北朝鮮との関係を問題視して、就学支援金支給対象外国人学校として指定される要件の充足性いかんにかかわらず指定の対象とはなり得ないといった議論はされていなかったことを主張するにすぎないものと解されるから、この点について、被告としても、積極的に争うものではない。

イ 第2段落について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも一行政担当官の印象論にとどまり、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。もっとも、前記ア(イ)と同様の意味において、被告としても、積極的に争うものではない。

2 「2 検討会議の設置に際して、朝鮮高校の指定が当然と考えられていたこと」について

(1) 第1段落について

本件の争点解明に不必要的検討会議の設置経過について述べたものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(2) 第2段落について

本件の争点解明に不必要的検討会議の設置経過について述べたものであり、認否の要を認めない。もっとも、ここでの指摘は、検討会議の設置段階において、文部科学省内で、各朝鮮高級学校について、審査も経ずに指定が決定されていたとの趣旨ではなく、就学支援金支給対象外国人学校に指定されるための要件を充足すれば、指定対象となり得ることを指摘するものであると解されるから、被告としても、積極的に争うものではない。

3 「3 検討会議での議論が、朝鮮学校の指定を前提とするものであったこと」について

(1) 第1段落について

本件の争点解明に不必要的検討会議の状況について述べたものであり、認

否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

(2) 第2段落について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも一行政担当官の印象論にとどまり、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。もっとも、前川氏がかかる意見ないし評価を持っていること自体は、積極的に争うものではない。

4 「4 規程13条の趣旨」について

(1) 第1段落について

本件規程13条の解釈に係るものであり、認否の要を認めない。そもそも法解釈は、一行政担当官の証人尋問によって明らかとすべき性質のものではない。

(2) 第2及び第3段落について

本件の争点解明に不必要的検討会議の状況について述べたものであり、認否の要を認めない。

検討会議における議論の状況については、客観的な証拠として、乙第5号証の1（議事要旨）を提出済みであって、一行政担当官の証人尋問によって明らかにすべきものではない。

5 「5 審査会の役割及びそこでの議論が指定に向かって進んでいたこと」について

(1) 第1段落について

ア 第1文について

本件の争点解明に不必要的文部科学省における行政処分の一般的経過を述べたものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

イ 第2文について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関

係が不明であるし、そもそも一行政担当官の印象論にとどまり、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。審査会議事録については、客観的な証拠として乙第6号証の1ないし4を提出済みであり、審査会での議論が最終段階にあつたかどうかは、これに基づき判断が可能な事柄であるから、一行政担当官の証人尋問により明らかにすべきものではない。

(2) 第2段落について

ア 第1文及び第2文について

本件の争点解明に不必要的文部科学省における審議会、審査会の一般的経過について述べたものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

イ 第3文について

意見ないし評価にわたるものであり、認否の要を認めない。争点との関係が不明であるし、そもそも一行政担当官の印象論にとどまり、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。もっとも、前川氏がかかる意見ないし評価を持っていること自体は、積極的に争うものではない。

なお、審査会における議論の状況については、客観的な証拠として、乙第6号証の1ないし4（議事要旨）を提出済みである。

(3) 第3段落について

本件の争点解明に不必要的検討会議及び審査会の構成員について述べたものであり、認否の要を認めない。もっとも、積極的に争うものではない。

なお、審査会における議論の状況については、客観的な証拠として、乙第6号証の1ないし4（議事要旨）を提出済みである。

第3 下村大臣の証人尋問の必要性が全くないこと

1 本件の争点は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断が裁量権の逸脱、濫用に当たるか否かであるところ、本件

規程13条の要件充足性は、本件申請に当たって各朝鮮高級学校から提出された資料、支援室からの照会に対する各朝鮮高級学校からの回答のほか、種々の資料から処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事情により左右されるものではないことは明らかであり、このことは、被告第9準備書面第1の2（2ないし5ページ）などで繰り返し述べたとおりである。

- 2 これを本件に即して考えた場合、被告第9準備書面第1の2(3)（4及び5ページ）でも述べたとおり、客観的な事実関係に照らして、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合するといえない場合には、結局、指定外国人学校の指定の要件を充足しないのであるから、下村大臣の主觀いかんにかかわらず、不指定処分を行うよりほかないし、一方、仮に、客観的事実関係に照らして九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合すると認められる場合には、下村大臣の主觀いかんにかかわらず指定外国人学校の指定処分をすべきなのであって、それにもかかわらず不指定処分がされたのであれば、下村大臣の主觀を問題にするまでもなく、当該処分は違法となるのである。
- 3 また、一般論としても、一行政処分が裁量権の逸脱・濫用といえるか否かが争われる訴訟において、処分時の所管大臣の証人尋問の必要性が肯定されるとすると、およそ裁量処分の適否が問題となる行政処分一般につき担当大臣の証人尋問が不可避ということにもなりかねないが、かかる帰結は常識に照らして誤りというほかない。かかる理解は、行政機関の組織的決定としてされる行政処分の適否の問題と、所管行政庁の長の個人的認識の問題とを混同するものであり、明らかに失当である。
- 4 したがって、繰り返し述べているとおり、下村大臣の証人尋問は、必要性及び相当性がないから、却下されるべきである。

以上

略称語句使用一覧表

2018/3/7

| 用語 | 略語 | 記載書面 | ページ数 |
|---|---------|------|------|
| 学校法人福岡朝鮮学園 | 本件法人 | 答弁書 | 4 |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律（甲第1号証） | 支給法 | 答弁書 | 4 |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証） | 本件省令 | 答弁書 | 4 |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号への規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証） | 本件規程 | 答弁書 | 4 |
| 本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証） | 本件申請書類 | 答弁書 | 4 |
| 朝鮮民主主義人民共和国 | 北朝鮮 | 答弁書 | 5 |
| 大韓民国 | 韓国 | 答弁書 | 5 |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号） | 本件改正省令 | 答弁書 | 6 |
| 本件省令1条1項2号ハを削除したこと | 本件省令改正 | 答弁書 | 6 |
| 文部科学大臣が、平成25年2月20日付で本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証） | 本件不指定処分 | 答弁書 | 6 |
| 本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請 | 本件申請 | 答弁書 | 6 |
| 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議 | 検討会議 | 答弁書 | 10 |
| 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 | 国際人権A規約 | 答弁書 | 11 |

略称譜句使用一覧表

2018/3/7

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|--------|----|
| 市民及び政治的権利に関する国際規約 | 国際人権卫規約 | 答弁書 | 11 |
| あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 | 人種差別撤廃条約 | 答弁書 | 11 |
| 民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言 | マイノリティ宣言 | 答弁書 | 12 |
| 我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校 | 外国人学校 | 第1準備書面 | 4 |
| 就学支援金の支給の対象となる学校 | 支給対象外国人学校 | 第1準備書面 | 4 |
| 国家賠償法 | 国賠法 | 第1準備書面 | 4 |
| 生徒又は学生 | 生徒等 | 第1準備書面 | 5 |
| 在日本朝鮮人総聯合会 | 朝鮮総聯 | 第1準備書面 | 6 |
| 公立高等学校以外の高等学校等 | 私立高等学校等 | 第1準備書面 | 7 |
| 高等学校等就学支援金の支給に関する審査会 | 審査会 | 第1準備書面 | 32 |
| 文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室 | 支援室 | 第1準備書面 | 32 |
| 株式会社整理回収機構 | 機構 | 第1準備書面 | 34 |
| 原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1) | 原告準備書面(1) | 第2準備書面 | 4 |
| 原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2) | 原告準備書面(2) | 第2準備書面 | 4 |

略称語句使用一覧表

2018/3/7

| | | | |
|--|------------|--------|----|
| 広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証) | 広島地裁判決 | 第2準備書面 | 16 |
| 平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証) | 報告書 | 第2準備書面 | 18 |
| 最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決 | 昭和51年最高裁判決 | 第2準備書面 | 22 |
| 原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3) | 原告準備書面(3) | 第3準備書面 | 4 |
| 原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5) | 原告準備書面(5) | 第4準備書面 | 3 |
| 原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6) | 原告準備書面(6) | 第4準備書面 | 3 |
| 原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8) | 原告準備書面(8) | 第5準備書面 | 4 |
| 原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9) | 原告準備書面(9) | 第5準備書面 | 4 |
| 原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10) | 原告準備書面(10) | 第5準備書面 | 4 |
| 原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11) | 原告準備書面(11) | 第5準備書面 | 4 |
| 大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏 | 伊地知氏 | 第5準備書面 | 17 |
| 大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査 | 本件アンケート | 第5準備書面 | 17 |
| 下村前文部科学大臣 | 下村大臣 | 第5準備書面 | 25 |
| 原告らの2016年3月7日付け準備書面(12) | 原告準備書面(12) | 第6準備書面 | 5 |

略称語句使用一覧表

2018/3/7

| | | | |
|---|------------|--------|----|
| 原告らの2016年6月1日付け 準備書面(13) | 原告準備書面(13) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年6月9日付け 準備書面(14) | 原告準備書面(14) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年9月27日付 け準備書面(15) | 原告準備書面(15) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年9月27日付 け準備書面(16) | 原告準備書面(16) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年12月7日付 け準備書面(17) | 原告準備書面(17) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年12月7日付 け準備書面(18) | 原告準備書面(18) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年12月7日付 け準備書面(19) | 原告準備書面(19) | 第8準備書面 | 5 |
| 原告らの2016年12月7日付 け準備書面(20) | 原告準備書面(20) | 第8準備書面 | 5 |
| 平成28年3月29日付け「朝鮮 学校に係る補助金交付に関する留 意点について(通知)」 | 平成28年通知 | 第8準備書面 | 5 |
| 成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援 金不支給違憲損害賠償請求事件に 関する意見書」 | 成嶋意見書 | 第8準備書面 | 28 |
| 安達和志氏作成の2016年5月 20日付け「意見書」 | 安達意見書 | 第8準備書面 | 54 |
| 三輪定宣氏作成の2016年9月 22日付け「朝鮮高校生就学支援 金差別事件に関する意見書—無償 教育の意義と朝鮮高校生就学支援 金差別の不当性—」 | 三輪意見書 | 第8準備書面 | 55 |
| 「決裁・供覧」という表題の文書 | 決裁・供覧 | 第8準備書面 | 60 |

略称語句使用一覧表

2018/3/7

| | | | |
|--|------------|------------------|----|
| 原告らの2017(平成29)年4月6日付け求釈明申立書 | 求釈明申立書(2) | 回答書(3) | 2 |
| 望月禎主任視学官 | 望月主任視学官 | 回答書(3) | 2 |
| 原告らの2017(平成29)年6月12日付け求釈明申立書 | 求釈明申立書(3) | 第9準備書面 | 2 |
| 原告らの2017(平成29)年5月23日付け準備書面(21) | 原告準備書面(21) | 第10準備書面 | 3 |
| 大阪地方裁判所平成25年(行ウ)第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決 | 大阪地裁判決 | 第10準備書面 | 3 |
| 最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決 | 平成18年最高裁判決 | 第10準備書面 | 8 |
| 平成29年7月14日付け被告第9準備書面 | 被告第9準備書面 | 第10準備書面 | 9 |
| 原告らの2017(平成29)年9月12日付け文書提出命令申立書 | 文書提出命令申立書 | 文書提出命令申立書に対する意見書 | 2 |
| 文書提出命令申立書第1の1の文書 | 文書1 | 文書提出命令申立書に対する意見書 | 3 |
| 文書提出命令申立書第1の2の文書 | 文書2 | 文書提出命令申立書に対する意見書 | 3 |
| 文書提出命令申立書第1の3の文書 | 文書3 | 文書提出命令申立書に対する意見書 | 4 |
| 本件省令1条1項2号ハ | ハ規定 | 第11準備書面 | 6 |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律 | 法 | 第11準備書面 | 13 |
| 在日本朝鮮青年同盟 | 朝青 | 第11準備書面 | 37 |

略称語句使用一覧表

2018/3/7

| | | | |
|--|----------|--------------|----|
| 店舗販売業者が店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売又は授与を行うこと | 郵便等販売 | 第11準備書面 | 66 |
| 原告らの2017(平成29)年9月12日付け証拠申出書 | 証拠申出書(1) | 証拠申出書に対する意見書 | 3 |
| 原告らの2017(平成29)年12月6日付け証拠申出書 | 証拠申出書(2) | 証拠申出書に対する意見書 | 3 |
| 前川喜平氏 | 前川氏 | 証拠申出書に対する意見書 | 3 |
| 三輪定宣 | 三輪氏 | 証拠申出書に対する意見書 | 3 |
| 前川氏の陳述書 | 前川陳述書 | 証拠申出書に対する意見書 | 10 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |